

平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた  
防災対策の強化について  
(H30.3.30)

岐 阜 県

清流の国ぎふ 防災・減災センター

7月5日から6日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。

九州北部地方では、7月5日から6日までの総降水量が多いところで500ミリを超え、7月の月降水量平年値を超える大雨となったところがあった。また、福岡県朝倉市や大分県日田市等で24時間降水量の値が観測史上1位の値を更新するなど、これまでの観測記録を更新する大雨となり、死者39人、行方不明者4人、重傷者9人のほか、住宅の全壊316棟、半壊1,103棟余の大きな被害をもたらした。

この災害では、山腹崩壊に伴う流木が下流に大きな被害を与えたことや多くの孤立集落が発生したことなどの課題や孤立集落の被災者の救助や支援物資の搬送など関係機関が連携したことや地域住民の代表が中心となり、迅速な避難を実施したなど本県においても取り入れるべき事項が多くあり、改めて岐阜県の状況を点検し、検証を行った。

今後、この検証結果に基づき、とるべき対策について、市町村や関係機関と連携し、早急、かつ着実に実施に移していく必要がある。

なお、被災県においても検証作業が進められているところであり、その検討状況も見極めながら、継続して議論を重ね、検証内容についても、随時、見直しを行っている。

# 目次

<b>I 九州北部豪雨災害の概要</b>	
(1) 大雨の概要 .....	1
(2) 人的・物的被害の状況 .....	1
<b>II 検証の方法</b>	2
<b>III 平成29年7月九州北部豪雨災害における本県の課題や取り入れるべき事例</b>	
<b>1 大規模な氾濫被害に関する課題と対応</b>	
(1) 流木・土石流防止対策	
① 流木や土石流による被害防止・軽減【林政部・県土整備部】.....	3
② 流木処理対策【林政部】.....	5
③ 適正な森林機能の維持【林政部】.....	6
(2) 農業用ため池の防災・減災対策【農政部】.....	8
(3) 計画規模を超える洪水への対応【県土整備部】.....	10
(4) 水位計が設置されていない河川への対応【県土整備部】.....	12
<b>2 孤立集落対策に関する課題と対応</b>	
(1) 予防対策	
① 孤立集落における通信手段の確保【危機管理部】.....	14
② 食料、医薬品の備蓄【危機管理部】.....	16
(2) 応急対策	
① 救出・救助【危機管理部】.....	18
<b>3 行政の防災・危機管理体制に関する課題と対応</b>	
(1) 避難勧告等の発令	
① 適切なタイミングでの避難勧告等の発令【危機管理部】.....	20
② 住民の自主的な避難【危機管理部】.....	22

(2) 避難所の確保・運営	
① 避難所の運営【危機管理部】	24
② 避難所の環境【危機管理部・健康福祉部】	25
③ 必要物資の搬送【危機管理部・商工労働部】	26
(3) 非常時の体制	
① 県からの市町村への支援【危機管理部】	28
② 災害対策本部体制【危機管理部・知事直轄・県警】	30
③ ボランティアとの連携【危機管理部】	32
④ 従事職員のケア【危機管理部・総務部】	33
⑤ 警察庁、管区警察局との情報共有【県警】	35
(4) 復旧・復興体制の整備	
① 災害ごみの処理【環境生活部】	36
② 被害認定・罹災証明の発行【危機管理部】	37
③ 災害救助法及び被災者生活支援法等による被災者への支援 【危機管理部】	38
④ 仮設住宅の整備【都市建築部】	40

※凡例

<課題と優良事例>

◇・・・優良事例

◆・・・課題

<取組>

◎・・・新規事業

○・・・継続事業

**緊急**・・・今年度実施事業



## I 九州北部豪雨災害の概要

7月5日から6日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。

九州北部地方では、7月5日から6日までの総降水量が多いところで500ミリを超え、7月の月降水量平年値を超える大雨となったところがあった。また、福岡県朝倉市や大分県日田市等で24時間降水量の値が観測史上1位の値を更新するなど、これまでの観測記録を更新する大雨となった。(平成29年九州北部豪雨について(気象庁))

### (1) 大雨等の状況(6月30日0時～7月10日24時)

#### ○主な1時間降水量(アメダス観測値)

福岡県 朝倉市 朝倉 129.5 ミリ 5日15時38分まで

長崎県 壱岐市 芦辺 93.5 ミリ 30日0時02分まで

高知県 香美市 大柘 87.5 ミリ 1日3時50分まで

大分県 日田市 日田 87.5 ミリ 5日18時44分まで

#### ○主な24時間降水量(アメダス観測値)

福岡県 朝倉市 朝倉 545.5 ミリ 6日11時40分まで

長崎県 壱岐市 芦辺 432.5 ミリ 30日6時20分まで

大分県 日田市 日田 370.0 ミリ 6日10時50分まで

※6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号による被害状況等について(平成29年8月21日16時現在 内閣府)

### (2) 人的・物的被害の状況

#### ○人的被害

死者 39人(福岡県34人 大分県3人)

行方不明者 4人(福岡県 4人)

重傷者9人(福岡県7人 大分県1人 )

軽傷者26人(福岡県9人 大分県5人)

#### ○住家被害

全壊 316棟(福岡県 267棟、大分県48棟)

半壊1,103棟(福岡県 829棟 大分県269棟)

※平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号の被害状況及び消防機関等の対応状況等について(第70報)消防庁)

## II 検証の方法

平成29年7月九州北部豪雨災害時における被災県、被災市・村の応急対策において、特に問題や課題等生じたと考えられる事項や本県が取り入れるべき事項について、現地調査や聞き取り調査を実施し、検証を行った。

### ○検証経過

- H29. 7.16～17 **第1回現地調査**  
・調査場所;福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市  
(県;2名(危機管理部、県土整備部)、防災減災センター;2名)  
・調査内容  
被災地の現況  
避難所の運営  
ボランティアの受入  
災害対策本部の対応状況 など
- H29. 7.21～23 **第2回現地調査**  
・調査場所;福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市  
(防災・減災センター;1名)  
・調査内容  
避難所の運営  
ボランティアの受入 など
- H29. 9. 6 **現地視察報告会**  
H29.10.12 **中間取りまとめ**  
(大規模災害対策検討特別委員会)
- H29.11.16～17 **第3回現地調査**  
・調査場所;福岡県、福岡県朝倉市、大分県、大分県日田市  
(県:5名(危機管理部、県土整備部、農政部))  
・調査内容  
被災地の現況  
災害対策本部の対応状況  
避難所の運営  
災害廃棄物の処理 など
- H30. 1. 31～ 2.1 **大規模災害対策検討特別委員会における現地視察**  
・調査場所;福岡県朝倉支所、福岡県朝倉市  
(県;2名(危機管理部))  
・調査内容  
被災地の現況  
災害対応 など

### Ⅲ 平成29年7月九州北部豪雨災害における本県の課題や取り入れるべき事例

#### 1 流木対策に関する課題と対応

##### (1) 流木・土石流対策

##### ① 流木や土石流による被害防止・軽減

流木や土砂を伴った洪水により甚大な被害

##### <課題や優良事例>

- ◇ 治山施設や砂防施設により、流木や土砂が捕捉され、下流への被害軽減効果が確認された。(林野庁現地調査概要)
- ◆ 過去最大級の発生流木量(単位面積当たり)により被害が拡大した。

##### <岐阜県の現状>

- 流木災害の発生した溪流及び発生の恐れのある溪流においては、スリットダム(流木捕捉施設)と通常の治山ダム及び森林整備(間伐)を実施している。(県)

##### 【治山スリットダム数】

60基(うち5基は、H29整備中) (H29.9.30現在)

- 山地災害危険地区において崩壊危険度が高く、保全対象への影響が大きい箇所から予防的治山対策を実施している。(県)
- 県内の土石流危険溪流においては、砂防堰堤を設置し土石流・流木対策を行っている。平成9年以降は、溪流の状況に応じて流木捕捉機能の高い透過型堰堤を設置している。(県)

##### 【土石流危険溪流数】

・土石流危険溪流	5,537 溪流	
うち 砂防堰堤設置済	1,255 溪流	
うち 透過型堰堤設置済	145 溪流	(H29.9.30現在)

- 特に飛騨地域においては、平成11年度発生の土砂災害において流木が下流域に多大な被害を及ぼしたことから、被災溪流で再度流木災害が発生する恐れがあった溪流に流木止め工を設置している。(なお、平成28年4月の国の土石流対策指針改定以降については、新たに計画する堰堤については、流木捕捉機能を持つ施設の設置が原則となっている。)(県)



**【対策の方向性】**

- 既存治山・砂防施設の機能強化
- 流木捕捉機能を備えた治山・砂防施設の整備



**<取組>**

**緊急** 効率的な施設整備に向けて、県内 6,533 箇所 of 山地災害危険地区の見直しを実施した。

**緊急** 豪雨対策（流木防止等のための治山施設の整備）として、29 箇所で治山施設を整備している。

**緊急** 豪雨対策（流木防止等のための砂防施設の整備）として、既設砂防堰堤 22 箇所で堆積した土砂を撤去した。

**緊急** すでに、砂防堰堤が設置されている溪流のうち、流木捕捉施設が設置されていない溪流 30 箇所については、流域内の荒廃状況や立木状況を調査している。

- ◎ 林野庁の緊急点検により、県内 25 箇所で早急な対応が必要とされ、平成 30 年度から 3 か年で治山施設を整備する。
- 新たに整備する砂防堰堤においては流木を捕捉する機能の高い、透過構造を有する施設を設置していく。

○大分県日田市の被災状況



## ② 流木処理対策

### 林業機械の確保による円滑な処理作業の実施

#### <課題や優良事例>

##### 【福岡県】

- ◇ 流木の処理作業において、流木を掴んで撤去できる林業機械により迅速な撤去ができた。
- ◇ 道路や河川における撤去と宅地における撤去の役割を明確化し、県管理施設に2次仮置き場を整備した。仮置き場のなかった東峰村についても有償で受入を実施した。

##### 【福岡県・大分県】

- ◇ 撤去した流木については、チップ化し、バイオマス発電の燃料等として活用した。
- ◆ 流木が堆積した場所では、除去作業に時間を有し、早期復旧が困難であった。

#### <岐阜県の現状>

- ライフライン確保等のため、倒木や支障物撤去の作業を要請することができる「災害応援等の協力に関する協定」を林業関係団体と締結している。(県)  
※県森林組合長会 (H25.7.11 締結)、県森林施業協会 (H20.4.1 締結)

##### 【県内事業体における流木処理作業に活用可能な林業機械台数】

282 台

(H29.3.31 現在)

#### 【対策の方向性】

- 「災害応援等の協力に関する協定」の締結団体との連携強化



#### <取組>

- 災害発生時に迅速に対応できるよう林業関係団体と普段からの連絡調整や訓練を通じて顔の見える関係を構築していく。

### ③ 適正な森林機能の維持

#### 間伐や林地残材の処理の有効性

##### <課題や優良事例>

- ◆ 山地崩壊箇所が多く発生し、流木や土砂を含んだ洪水により氾濫被害が拡大した。
  - ※ 九州北部豪雨では、間伐の有無と山地崩壊発生との関連性は確認できなかった（林野庁現地調査概要）が、間伐は森林の災害防止機能の向上に寄与するとされていることから、今後とも推進することが必要。
- ◆ 間伐後の林地残材は、崩壊土砂とともに流木化する恐れがある。
  - ※ 九州北部豪雨では、堆積した流木のほとんどには根が付いており、間伐後に林内に置かれた林地残材が流出したわけではないと考えられる（林野庁現地調査概要）

##### <岐阜県の現状>

- 間伐の実施状況
  - 第2期岐阜県森林づくり基本計画期間に、間伐目標 62,000ha の76% (47,316ha) を実施している。(県・市町村)

##### ・間伐の実施面積 (ha)

(第2期岐阜県森林づくり基本計画(H24~H28))

	H24	H25	H26	H27	H28	計
目標	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	62,000
実績	10,463	8,844	8,605	10,379	9,025	47,316

- 搬出間伐の実施状況

##### ・搬出間伐面積(ha)

	H24	H25	H26	H27	H28
実績	4,672	5,367	3,993	4,353	5,725

##### ・搬出間伐材積 (m<sup>3</sup>) (森林整備事業分)

(第2期岐阜県森林づくり基本計画)

	H24	H25	H26	H27	H28
目標	87,600	96,400	105,700	115,300	125,400
実績	191,943	160,525	149,412	180,928	176,374

**【対策の方向性】**

- 森林の保水機能や崩壊防止機能の維持向上を図るための適正な間伐の実施
- 林地残材の発生抑制に向けた機械化や路網整備の促進



**<取組>**

- 第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき計画的な間伐を実施していく。
- 機械化や路網整備による搬出間伐を促進していく。

○大分県日田市の被災状況



○過去の災害における流木の捕捉状況



## (2) 農業用ため池の防災・減災対策

### 農業用ため池の防災対策が不十分

#### <課題や優良事例>

##### 【福岡県】

- ◇ 平成5年改修の農業用ため池（側水路式の洪水吐）では、流木被害が発生しなかった。

##### 【福岡県朝倉市】

- ◆ 記録的な豪雨や上流部の山腹崩壊により土砂等が流入し、11箇所のため池が決壊・流出した。
- ◆ 一方で、平成に入ってから改修されたため池では、大量の土砂や流木が流入したものの軽微な損傷にとどまり、結果として下流の住宅等への被害を大きく軽減したとの報告もあった。
- ◆ 台風や大雨が予測される場合、事前にため池から放流しているが、貯水量が少なかったため、放流するかどうか判断しかねていた。
- ◆ ため池決壊時の浸水想定区域図が住民へ周知されていたとの報道があったが、どの程度活用されたのか不明である。

#### <岐阜県の現状>

- 決壊時に下流の住宅等に影響を与えるおそれのあるため池、539箇所の防災重点ため池については、これまでの調査等から125箇所について早急な対策が必要と判断し、重点的に改修を進めている。（県）
- また、改修に際しては、緊急放流設備を設置している。（県）
- 防災重点ため池の全てで浸水想定区域図を作成済である。（県）

【防災重点ため池数】	(H29.4.1 現在)
防災重点ため池	539 箇所
うち 早急対策要	125 箇所
うち 対策済	7 箇所
うち 対策中	30 箇所
うち 未着手	88 箇所

- 浸水想定区域図は、管理者を通じて住民へ周知し、理解を深めてもらっているが、住民への周知が不十分な箇所もある。（県・市町村）

**【対策の方向性】**

- ため池改修の促進及び新たな減災対策の検討
- ため池浸水想定区域図の周知



**<取組>**

- 早急な対策を要するため池の改修を計画的に進めていく。
- 水位監視装置の設置や土砂流入に備えた池底の浚渫、流木流下の抑制対策としてネットの設置など、新たな対策を実施していく。
- ため池浸水想定区域図の周知を図るため、管理者への指導を徹底すると共に、防災訓練の実施を支援していく。

○大分県日田市の状況(11月中旬)



### (3) 計画規模を超える洪水への対応

超過洪水への対応は、計画的なハード・ソフト対策が不可欠

#### <課題や優良事例>

- ◆ 総降水量が多いところで 500 mm を超え、7 月の月降水量平均値を超える大雨となったところがあった。また、福岡県朝倉市や大分県日田市等で 24 時間降水量の値が観測史上 1 位の値を更新した。
- ◆ 国管理河川の 3 水系（遠賀川、筑後川、山国川）において、氾濫危険水位を超過し、3 観測所では観測史上最高水位を観測した。
- ◆ 国管理河川の 4 河川で溢水等が発生した。また、福岡県、大分県等の管理河川の 3 水系 27 河川で堤防決壊、溢水等が発生した。

#### <岐阜県の現状>

- 本県の治水対策は、岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づき、河川改修などのハード対策と被害を軽減するためのソフト対策の両面から、計画的に進めている。(県)
- また、平成 27 年の水防法の改正により「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした洪水浸水想定区域図を作成・公表することとなり、本県は平成 28 年度から順次着手している。(県)
- 近年の大水害に鑑み、平成 27 年に国が示した考え方によると、現状の堤防等の施設の能力を上回る大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築するため、河川管理者と市町村等の関係機関からなる水防災協議会を設置し、減災のためのハード・ソフトの対策を計画的に進めることとされている。  
これに対し、本県では平成 28 年に協議会を設置し、河川管理者が実施するハード対策に加え、関係機関が連携して実施する洪水浸水想定区域図の作成や洪水ハザードマップの作成支援等も含めた、減災のための取組を進めている。(県)

**【対策の方向性】**

- 岐阜県新五流域総合治水対策プランの計画的な実施



**<取組>**

- 岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づき堤防等の施設の能力向上を迅速かつ着実に推進するため、必要な予算の確保に努める。
- 岐阜県新五流域総合治水対策プランの地域委員会と、平成 28 年に設置した水防災協議会を統合し、早急に改正水防法上の法定会議に位置付ける。これにより、市町村や関係機関等との連携をさらに緊密にし、減災のためのハード・ソフトの多様な取組を戦略的・計画的に進める。

○福岡県朝倉市の状況(11月中旬)





#### (4) 水位計が設置されていない河川への対応

水位計の未設置の河川では情報収集が困難

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県・大分県】

- ◆ 両県が管理する 919 河川のうち、水位計が設置されているのは 128 河川のみであった。

##### <岐阜県の現状>

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨での災害を踏まえた本県の検証において、「浸水被害が多発している箇所、今後、水位周知河川に指定予定の箇所などで引き続き、水位計、河川監視カメラを必要な箇所に増設」することとしている。(県)
- 平成 28～31 年までに 13 河川 14 箇所 で水位計の増設を進めている。(県)
- さらに国が「危機管理型水位計の整備」を進めていることから、本県でも試験的に危機管理型水位計を設置し、実用性について機能検証を進めている。(県)

###### 【県管理河川数】

水位計設置河川	62 河川	119 箇所
河川監視カメラ設置河川	29 河川	46 箇所 (H29.8.31 現在)

**【対策の方向性】**

- 河川水位の監視体制の強化



**<取組>**

- ◎ これまで整備予定の無かった河川で、必要に応じ危機管理型水位計の設置を進めていく。
- 従来型水位計の設置、河川監視カメラの設置を、引き続き計画的に進める。

## 2 孤立集落対策に関する課題と対応

### (1) 予防対策

#### ① 孤立集落における通信手段の確保

通信設備の途絶による防災情報の未伝達や被害情報や安否情報等の収集の遅れ

#### <課題や優良事例>

##### 【大分県】

- ◇ 孤立した集落へ自衛隊ヘリにより、衛星携帯電話を搬送し、情報収集や安否確認を行った。
- ◇ 「孤立集落対策指針」を定め、避難施設に旗を掲示し、安否等の確認を行う取組を行っている。

##### 【福岡県朝倉市】

- ◆ 携帯電話も含めて電話は使えず、集会所には衛星携帯電話など外部に情報を発信できる通信機器もなかった。
- ◆ 中継基地の不具合により戸別受信機が、正常に作動せず、防災情報が伝わらなかった。

##### 【福岡県東峰村】

- ◆ 役場では電気も電話も止まり、夜には携帯電話も不通に。職員は、濁流のため庁外に出られず、役場そのものが孤立し、被害情報の把握ができなかった。

##### 【大分県日田市】

- ◆ 防災情報等を伝達するための光ケーブルが断線、バックアップ回線も断線で、伝達できなかった。

#### <岐阜県の現状>

- 孤立集落住民の安否確認や被害情報の収集を迅速に行えるよう、市町村に対し、市町村役場と孤立集落間との通信手段の複数確保を文書で依頼済。また、市町村防災アドバイザーチームにおいて、情報通信手段の複数確保を働きかけている。(県)
- 市町村防災アドバイザーチームにて、市町村における非常用電源の設置状況を調査した。  
現在、2市町村においては、非常用電源未設置である。(県)
- 県内市町村にて防災行政無線同報系を41市町村で整備済み。未整備市町村にあっては自営ケーブルテレビ網による音声告知装置を整備済みである。(市町村)
- 毎年、東海地方非常通信協議会による、県及び市町村の防災行政無線設備を対象とした総点検を実施している。(県・市町村)
- 市町村からの被害情報が入手困難な場合は、県から市町村災害対策本部へ情報連絡員を派遣することを災害対策マニュアルに規定済みである。(県)

**【対策の方向性】**

- 孤立集落対策を総合的・計画的に実施するための指針を策定



**<取組>**

- ◎ 「県孤立集落対策指針」を策定する。
- ◎ 平成30年度から、孤立予想集落における通信機器の整備に対して、市町村へ補助を行う。
- 市町村防災アドバイザーチームで情報通信手段の複数確保や非常用電源設備の設置等を働きかけていく。
- 連携強化を図るため、通信事業者と県及び市町村との訓練を実施する。

## ② 食料、医薬品の備蓄

### 孤立予想集落における食料等の備蓄不足

#### <課題や優良事例>

##### 【福岡県】

- ◇ 孤立した集落へ自衛隊ヘリによる物資の搬送を計画した。(天候不良により中止となった。)

##### 【福岡県東峰村】

- ◆ 岩屋地区では、近くの湧水をホースで引いて飲用し、食料を持ち寄ったり、防護ネットでシカを捕まえたりしてしのいでいた。
- ◆ 岩屋地区では、高齢で避難できない人が残っており、人が通れる道から村の職員が1日2回、リュックサックで食料を運んだ。

##### 【大分県日田市】

- ◆ 井戸水をくむ電動ポンプが停電で動かず断水したため、風呂などにためていた水を調理や飲料等で使用した。
- ◆ 電気復旧までの3日間、庭の池の水で食器を洗い、風呂も洗濯も我慢した。

#### <岐阜県の現状>

- 「岐阜県災害時物資支援方針<岐阜県総合備蓄計画>」を作成し、災害時の県と市町村の役割を定め、不足物資の支援体制を構築している。(県)
- アルファ化米や水等を備蓄しており、また、不足する物資等については、民間事業者等と協定を締結している。(市町村)
- 毎年、孤立予想集落調査において、備蓄状況についても把握し、備蓄していない集落においては、備蓄するよう働きかけている。(県)
- FMラジオ放送、「ぎふ防災ハンドブック」、「迫る地震に備えましょう」などの広報媒体や防災タウンミーティング・げんさい楽座などを各地で開催し、災害に備えた個人備蓄の重要性を啓発している。(県)

**【対策の方向性】**

- 個人備蓄の重要性を県民に周知し、地域防災力の向上
- 集落における備蓄の促進



**<取組>**

- ◎ 「県孤立集落対策指針」を策定する。[再掲]
- 防災タウンミーティングや新聞等において個人備蓄の重要性を啓発していく。
- 市町村に対して、備蓄をしていない孤立予想集落へ備蓄を促進するよう働きかけていく。

## (2) 応急対策

### ① 救出・救助

#### 孤立予想集落における救助等の備え

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県・大分県】

- ◆ 福岡県、大分県で一時 29 か所の集落が孤立した。
- ◇ 緊急輸送道路を最優先とし、TEC-FORCE 等に依頼し、速やかに道路啓開を行った。

###### 【福岡県】

- ◇ 急病者や疾病者については、速やかに防災ヘリや自衛隊ヘリにより搬送を行った。

###### 【福岡県朝倉市】

- ◆ 道路が寸断されて一時孤立状態となっていた黒川地区は、応急道路が整備され、15日から車で入れるようになった。
- ◆ 地区から外部に情報を発信できる通信機器もなく、状況把握が難航し、レスキュー隊による本格的な搜索と救助が始まったのは、2日後となった。
- ◆ 次期大雨に備え、河川などに溜まった膨大な土砂や流木の撤去に時間を要したため、孤立集落へのアクセス道路の啓開が遅れた。

###### 【福岡県東峰村】

- ◆ 道路が寸断されていた岩屋地区は、10日の夜に孤立状態から解消され、11日朝、6日ぶりに車両の往来が始まった。

###### 【大分県日田市】

- ◆ 豪雨から1週間が経ち、住民の孤立状態がようやく解消された。
- ◆ 道路の復旧が進んできたことから、12日午前10時すぎに最後まで残っていた2地区110人の孤立が解消された。

##### <岐阜県の現状>

- 平成28年度から孤立予想集落対策として、市町村が、物資や救出救助など支援の拠点となるヘリポートを整備するための支援を行っている。(H28実績：飛騨市、東白川村)(県)
- 飛騨市においては、整備したヘリポートにおいて、平成29年7月18日に県防災ヘリコプターによる孤立集落を想定した救助訓練を実施した。(県・市町村)
- 平成29年度の県総合防災訓練において、孤立集落が発生したことを想定し、救助や受援対策を検討した。(県)
- 災害により寸断された道路を早急に復旧するため岐阜県建設業協会等と協定を締結している。(H11.8.18締結)(県)
- 緊急輸送道路の啓開に必要な資機材を備蓄する拠点を整備し、協定業者との連携訓練を実施した(資機材の活用、情報伝達等)。(県)

**【対策の方向性】**

- 孤立集落対策としての救出・救助拠点の整備促進
- 孤立集落の発生を想定した訓練の実施



**<取組>**

- 国や県等関係機関により地震を対象とした県内の道路啓開オペレーション計画を策定（H30.3）。土砂災害等にも活用していく。
- 孤立予想集落の救出・救助や支援の拠点となるヘリポートの整備促進するため、市町村への支援を実施していく。
- 孤立したことを想定した救助訓練や物資の搬送訓練を実施していく。

○国土交通省の災害対策車両





### 3 行政の防災・危機管理体制に関する課題等と対応

#### (1) 避難勧告等の発令

##### ① 適切なタイミングでの避難勧告等の発令

###### 避難勧告等発令の適切なタイミング

###### <課題や優良事例>

###### 【福岡県朝倉市】

- 13:28 記録的短時間大雨情報（計 15 回）
- 14:10 土砂災害警戒情報
- 14:15 避難準備・高齢者等避難開始発令
- 14:26 避難勧告発令
- 15:30 避難指示（緊急）発令（～19:10）
- 17:51 大雨特別警報発表

###### 【大分県日田市】

- 13:45 土砂災害警戒情報
- 13:52 避難準備・高齢者等避難開始発令（～17:55）
- 15:08 記録的短時間大雨情報（中津江）
- 15:15 避難勧告（～18:45）
- 18:45 避難指示（緊急）（～23:00）
- 19:55 大雨特別警報発表

###### 【福岡県東峰村】

- ◆ 特別警報の発表のあとも、避難することが危ないと思い、避難指示（緊急）が出されず、犠牲者が出た。

###### <岐阜県の現状>

- 市町村における「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定支援を行っている。現在、全市町村にて避難勧告等の判断・伝達マニュアルは策定済みである。（市町村）
- 住民への情報伝達手段としては、防災行政無線に加え、各携帯キャリアのエリアメールを全市町村において、導入している。また、広報車や戸別訪問などにより、住民へ確実な情報を伝達している。（市町村）
- 毎年出水期において、豪雨災害を対応した防災訓練を実施し、その中で、土木事務所長から、市町村長への助言などを実施している。（県）
- 市町村防災アドバイザーチームにより、風水害タイムラインの作成を支援し、全 42 市町村が作成済みである。（県・市町村）

### 【対策の方向性】

- 豪雨災害対応防災訓練の実施
- 市町村の「避難勧告等判断・伝達マニュアル」の改訂支援



### <取組>

**緊急** H29.1 に改訂された国のガイドラインに沿い、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川の氾濫等を想定した避難勧告の発令ができるよう、H29.8 から市町村へタイムラインの内容の充実を図るため支援を行った。

- 様々な課題に対応した豪雨災害対応防災訓練の実施していく。
- 災害時に空振りを恐れずに躊躇なく避難勧告を発令することや多様な情報伝達手段を活用し、住民へ確実に伝達するよう市町村へ助言する。

## ② 住民の自主的な避難

### 防災意識の高い地域住民の育成による減災対策の推進

#### <課題や優良事例>

##### 【福岡県朝倉市】

- ◇ 市内全 17 地区で自主防災マップを作成しており、特に久喜宮地区では、多くの住民が作成のワークショップに参加し、地区住民の防災意識が高まっており、自治会長等の声掛けにより、迅速に避難した。
- ◇ 過去災害を踏まえて、地域で話し合いを行い、イエローゾーン内の民家を避難所に指定し、今回の災害時にも避難し、犠牲者がなかった。
- ◇ 福岡県の自主防災組織の組織活動カバー率が全国平均より 10%高い 91.7%となっている。

##### 【福岡県東峰村】

- ◇ 九州北部豪雨 10 日前に住民 1,000 人が参加した避難訓練を実施し、指定避難所の受け入れ体制や移動も比較的スムーズに進められた。

#### <岐阜県の現状>

- 特に、浸水想定区域や土砂警戒区域などを有する地域において、地区避難計画の策定が進むよう、平成 28 年度から「地区避難計画策定支援事業」を実施している。(県)
- 自主防災組織活動カバー率(組織されている地域の世帯数/管内の世帯数)は、全国平均 81.7%より高い 89.9%となっている。(「地方防災行政の現況」平成 29 年 1 月消防庁)(市町村)
- 「清流の国ぎふ、防災・減災センター」にて、地域で率先して防災活動を実践し、災害時の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーを育成している。(県)

##### 【防災リーダー養成講座】

○実施コース 平日コース、休日コース；各 1 回(4 日間)

○主なカリキュラム

防災リーダーの役割、避難や避難行動、災害時の要支援者対策、避難所運営、地域防災に活かすためのワークショップなど

**【対策の方向性】**

- 防災リーダーの養成
- 地区避難計画の策定支援



**<取組>**

- 防災リーダー育成講座を実施し、地域防災力の向上を図る。
- 市町村とともに地区避難計画の策定を地域住民に働きかけていく。
- 土砂災害に対する防災訓練について、市町村へ実施するよう依頼している。
- 清流の国ぎふ 防災・減災センターにおいて、市町村の防災訓練の避難所運営訓練等の支援を実施している。

## (2) 避難所の確保・運営

### ① 避難所の運営

地域住民と施設管理者が連携した避難所運営

#### <課題や優良事例>

##### 【福岡県朝倉市】

- ◇ 熊本地震の経験を踏まえて、予め市職員 2 名を避難所の運営に充てていた。実際に応援職員 2~3 名を加えて、避難所を運営した。
- ◇ 避難所の開設時に自治会の代表者と運営等について話し合っ、避難所を運営した。

##### 【大分県日田市】

- ◆ 避難所運営マニュアルがなく、避難者名簿も作成されていなかった。
- ◆ 指定避難所以外の学校が避難所になり、避難所運営の知識のない学校職員が避難所運営にあたらざるをえず、苦慮した。

#### <岐阜県の現状>

- 「岐阜県避難所運営ガイドライン」の改訂
  - ・ ガイドラインに避難所運営は原則、地域住民が中心となることや施設管理者も避難所運営に協力することを盛り込み、H29.3月に改訂済みである。(県)
- 県が作成した「避難所運営ガイドライン」に基づき、市町村が作成する避難所運営マニュアルの作成を支援している。(県・市町村)

#### 【対策の方向性】

- 市町村防災アドバイザーチームにより、市町村における「避難所運営マニュアル」の策定・改訂を促進。



#### <取組>

- 市町村防災アドバイザーチームにより、「避難所運営マニュアル」の策定支援を実施していく。
- 施設管理者の参加による避難所運営訓練を積極的に実施するよう市町村に働きかけていく。

## ② 避難所の環境

冷房がないなど避難所生活における環境の悪化

### <課題や優良事例>

#### 【福岡県】

- ◇ 協定締結した県旅館ホテル生活衛生業組合の宿泊施設を避難所として利用した。
- ◇ 要配慮者は、一旦、避難所に来てもらい、速やかにスクリーニングを行い、福祉避難所へ移動してもらった。  
また、福祉施設への受入を行った。

#### 【福岡県朝倉市】

- ◇ 発災後に、レンタル業者から冷房設備を避難所に導入した。

#### 【福岡県朝倉市、東峰村】

- ◆ 冷房のない体育館が避難所になっていた。避難者は、後日、冷房のある施設へ移動した。

### <岐阜県の現状>

- 「岐阜県避難所運営ガイドライン」の改訂
  - ・ 熱中症対策の一環として、空調機器の設置を検討し、必要な資機材については市町村災害対策本部へ要請することや、要配慮者について、避難所の受付時にスクリーニングを行い、病院や福祉避難所への移動を検討することを、H29.3月に改訂済みである。  
(県)
- 避難した要配慮者に宿泊施設を提供するために、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結している。(H27.4.24締結)(県)
- 県内においても、指定避難所の約4割が学校施設となっており、冷房や暖房設備のある避難所は少ない状況である。(県・市町村)

### 【対策の方向性】

- 指定避難所の現状把握
- 資機材調達機関の確保



### <取組>

- 避難所の環境対策を検討する。
- 県において、避難所において必要な資機材を確保するため、民間事業者と協定を締結していく。

### ③ 必要物資の搬送

#### 避難生活に必要な物資の調達・搬送体制の確保

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県】

- ◇ 県の備蓄物資や災害時の応援協定締結企業等から被災地へ速やかに物資（食料品、日用品、段ボールパーテーション等）が搬送されていた。

###### 【福岡県・大分県】

- ◇ 熊本地震や九州北部豪雨災害を踏まえて、「九州・山口9県災害応援協定」を見直し、他県の物資拠点を利用できるよう応援内容に「物資集積拠点の確保」を追加した。

###### 【福岡県朝倉市】

- ◇ 当初は、市職員により物資拠点を運営や物資の搬送を行っていたが、民間運送業者の倉庫を借り、拠点の運営や物資の搬送も委託し、職員を他の業務に充てることができた。

###### 【福岡県東峰村】

- ◆ 東峰村が防災電話等しか利用できず、県が代わって必要な物資等の調達を行わざるを得なかった。

##### <岐阜県の現状>

- プル型のみならずプッシュ型に対応し、また、物資調達から避難所までの搬送を確保するため、広域受援計画の見直しを実施している。（県）
- 県の備蓄物資のほか、災害時応援協定締結団体、協力団体に対し、物資支援の要請を行い、被災地へ物資輸送を行う。（県）
- 県総合防災訓練時に物資の搬送依頼など協定機関との要請訓練を実施している。

また、今年度は、運送業や倉庫業の災害時応援協定団体と連携し、県の支援物資拠点における物資の搬入から搬出までを想定とした物資搬送訓練を実施した。（県）

**【対策の方向性】**

- 広域受援計画の見直し
- 物資調達機関の確保



**<取組>**

**緊急** 物資調達から避難所までの搬送を確保できるようにするなど  
H30.3に広域受援計画を改訂した。

**緊急** H30.1 段ボールパーテーションなど段ボール製品を調達するため新たに協定を締結した。

- 連携強化を図るため、物流業者や燃料業者等の協定締結機関との訓練を実施していく。
- 災害ロジスティクス中部広域連絡会議岐阜県地域部会（主催：中部運輸局）において、物資拠点の運営や市町村における避難物資の輸送の在り方等を検討していく。

○大分県日田市物資拠点・避難所





### (3) 非常時の体制

#### ① 県から市町村への支援

県や市町村職員による被災市町村への迅速な応援

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県】

- ◇ 被災市町村へ速やかに防災経験した職員を派遣し、情報収集を行った。

###### 【大分県】

- ◇ 派遣する職員と市町村職員と合同で研修を実施した。
- ◇ 市町村からの応援要請等に係る様式を予め整備する等応援手順について定められていた。

###### 【福岡県・大分県】

- ◆ 県から市町村へ発災当日にリエゾン職員の派遣や災害対策本部へ支援員を派遣した。

###### 【福岡県東峰村】

- ◆ 直面する業務に必要な人員の想定は難しく、応援要請の判断に苦慮した。

##### <短期派遣状況>

###### 【福岡県】(H29.11.30 現在)

県職員の派遣 延べ 2,270 人  
市町村職員の派遣 延べ 2,750 人

###### 【大分県】(H29.8.7 現在)

県職員の派遣 延べ 395 人  
市町村職員の派遣 延べ 57 人

##### <岐阜県の現状>

- 応援職員の派遣として、「県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。(H10.3.30 締結)(県)
- 県支部から市町村災害対策本部へリエゾン職員を派遣することを災害対策マニュアルに規定済みである。(県)
- 市町村が、県又は他の市町村からの人的支援が必要となった場合は、県からの応援職員(緊急支援隊、保健師・土木などの技術職員)を派遣することを災害対策マニュアルに規定済みである。  
また、被災市町村の業務等を応援する緊急支援隊については、70班 350人をリスト化済みである。(県)

**【対策の方向性】**

- 県及び市町村災害時相互応援協定の見直し



**<取組>**

**緊急** H30.3「県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、応援順位や応援手順を設定する。

また、応援要請に係るマニュアル等を整備する。

**緊急** H30.3「県及び市町村災害時相互応援協定」の見直しにおいて、被災市町村の災害全般をサポートする災害マネジメント支援職員派遣制度を新たに構築した。

- 大規模災害時における市町村への支援の在り方を検討する。

## ② 災害対策本部体制

### 円滑な災害情報の収集や情報発信

#### <課題や優良事例>

##### 《体制》

###### 【福岡県】

- 被害情報等の情報提供は、本部対応とは別の部署が行っている。

###### 【大分県】

- 被害情報等の情報提供や発信は、本部とのオペレーションと切り離して、専属の班で対応した。
- 他部局職員がメンバーのため、事前にマニュアルや様式を定め、情報収集しやすい体制を整備している。

##### 《環境》

###### 【大分県】

- 関係機関が利用できるようフリーWiFiを災害対策本部に整備予定である。

##### 《運営》

###### 【大分県・福岡県】

- 災害対策本部内は立入制限を行っており、その代替りとして、ブリーフィングを実施している。

###### 【福岡県朝倉市】

- 災害対策本部内を立入制限しなかったため、情報共有など混乱が生じた。
- 死亡者氏名の公表など、市へ情報提供がなく、県と市町村との情報共有に問題があった。  
また、県と市との間で情報の差異があり、県と市との記者発表の時間を同時刻とした。

##### 《SNS》

###### 【大分県】

- SNSを活用して、被害情報を収集し、被害状況の把握に努めるとともに、被害情報等を発信した。

### <岐阜県の現状>

- 災害時には、災害対策本部を設置し、各部の各班が、災害対策を行うとともに、14の緊急対策チームが、重要かつ各部間の横断的な調整が必要な課題の対策を行うこととなっている。  
毎年1回、全緊急対策チームを対象とした図上訓練の実施や毎月異なるテーマを施ってした緊急対策チームを対象とした訓練を実施し、対応力の強化を図っている。(県)
- 現在の災害本部体制においては、災害情報集約チームにおいて、災害情報の提供しており、災害情報の収集と情報発信を同チーム内で行っている。(県)
- 現在、SNS等を活用した災害情報の収集や情報発信については、他県の状況について調査し課題等を整理している。(県)

### 【対策の方向性】

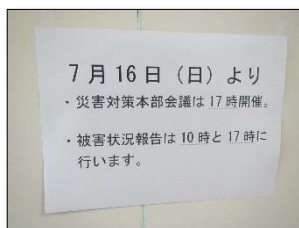
- 災害時の情報発信の在り方の検討
- 実効性のある訓練の実施



### <取組>

- ◎ 平成30年度から、SNSを活用し、災害情報等を発信していく。
- 効果的な情報発信に向け、緊急対策チームのチーム編成など検討する。
- 災害種別やテーマを絞った訓練を実施する。

### ○大分県日田市災害対策本部



### ③ ボランティアとの連携

#### 速やかな災害ボランティアの受入体制整備

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県朝倉市】

- ◇ 発災後4日目(7月9日)から、ボランティアの受付を開始した。(9日は天候不良により10日に延期)
- ◇ 農協が中心となり、果樹園の土砂の搬出など農業ボランティアを募集した。延べ164人(H29.11.14現在)

###### 【大分県日田市】

- ◇ 発災後3日目(7月8日)に、ボランティアセンターを設置した。

##### <岐阜県の現状>

- 岐阜県災害ボランティア連絡協議会にて、支援団体や社協、NPO団体との平常時から顔の見える関係を構築。あわせて、岐阜県におけるボランティアの受入スキームを検討している。(県)
- 平成28年度に岐阜県災害ボランティア連絡協議会と連携した図上訓練の実施し、応援連絡体制を確認した。(県)

##### 【対策の方向性】

- ボランティアの受入スキームの構築



##### <取組>

- ◎ 市町村、社協ボランティア、NPO系ボランティアとの情報共有の仕組みづくりを検討する。

#### ④ 従事職員のケア

##### 災害従事職員へのケア対策の不備

###### <課題や優良事例>

###### 【福岡県朝倉市】

- ◆ 発災2日間は徹夜勤務となり、その後は、2日間で1時間程度帰宅するという状況が、2週間程度続いた。

###### 【福岡県東峰村】

- ◆ 夜間も数十人が出勤し、7月26日時点でも6人が当直に当たり、夜間の緊急事態は減ったとはいえ、役場に泊まり込んで、翌日の業務が常態化となった。

###### 【大分県日田市】

- ◆ 3日間は帰宅できず、その後は、1時間程度休憩をとるような体制が、1週間程度続いた。

###### <岐阜県の現状>

- 災害対策本部機能の中枢を担う指揮総括チーム員、災害情報集約チーム員について、交代での業務実施を想定し2班体制を構築済みである。(県)
- 風水害や地震などの個別のテーマを設定した訓練を毎月実施し、1班、2班の両班員の災害対応手順の習熟を図っている。(県)
- 職員の災害対応業務や過重労働を原因とする健康障害の防止のため、以下のとおり職員の健康管理に関する要領等を周知している。(県)

###### RENTAI 掲示板で周知

- ・ 「過重労働に係る健康相談の実施について」  
※健康相談の義務対象者等を明記
- ・ 「職員の被災地派遣にかかる健康管理について」  
※健康管理（ストレス対処等）について明記

**【対策の方向性】**

- 交代職員による円滑な業務引き継ぎ体制の確立
- 各種通知等の運用の徹底



**<取組>**

- 災害時の詳細な業務内容を整理した「災害対策本部運営手引書」を活用した訓練を繰り返し実施し、関係職員の災害対応手順のさらなる習熟を図る。

○大分県日田市災害ボランティアセンター



## ⑤ 警察庁、管区警察局との情報共有

警察庁等との連携

### <課題や優良事例>

- ◇ 警察庁及び中部管区警察局から、被害状況、警察措置等の情報提供が密になされた。

### <岐阜県の現状>

- 得られた情報に基づき、援助要求がなされた場合の派遣体制を構築できた。(県) ※ 結果的に当県警察からの派遣なし

### 【対策の方向性】

- 情報共有体制の確立



### <取組>

- 警察庁、県、市町村等関係機関との情報交換、合同訓練等を実施する。



#### (4) 復旧・復興体制の整備

##### ① 災害ごみの処理

災害ごみの処分場不足、広域的な処理体制の整備

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県・大分県】

- ◇ 熊本地震や九州北部豪雨災害を踏まえて、「九州・山口9県災害応援協定」を見直し、応援内容に「災害廃棄物の処理支援」を追加した。

###### 【福岡県朝倉市・東峰村】

- ◇ 被災市・村から自力での処理ができないとの要請があり、県において、受入市町村を調整した。

###### 【福岡県朝倉市】

- ◆ 3か所の土砂集積所は、初日で満杯となった。

##### <岐阜県の現状>

- 「岐阜県災害廃棄物処理計画」において、被災市町村での災害廃棄物の処理が困難な場合は、被災市町村の要請に基づき、県内市町村等による広域的な処理体制を構築することとしている。(県)
- 「岐阜県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、各市町村において「災害廃棄物処理計画」を策定するよう要請している。(県・市町村)

##### 【対策の方向性】

- 計画に基づく広域処理に関する実効性の確保



##### <取組>

- ◎ 広域処理体制を構築する際の具体的な手順等を定めた「行動要領」(仮称)を、市町村や関係団体と協議しながら策定する。
- 円滑な広域処理を行うため、防災訓練(他県、県内市町村、関係団体)を実施する。
- 各市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定を支援するため市町村担当者研修会を開催する。

## ② 被害認定・罹災証明の発行

### 迅速な被害認定・罹災証明書の発行

#### <課題や優良事例>

##### 【福岡県朝倉市】

- ◇ 7月18日から発行開始した。(11日～受付開始)
- ◇ 罹災証明発行件数 1,433件 (H29.11.12現在)

##### 【大分県日田市】

- ◇ 調査開始時は、土地家屋調査士とともに調査を実施した。(2名10班体制) 担当地区制で実施し、判定のばらつきがないか確認し証明書を発行した。
- ◇ 統一的な判定ができるよう研修会を開催し、判定業務は市の職員のみが行うこととした。
- ◇ 罹災証明書の発行を、7月8日から受け付けを開始した。
- ◇ 罹災証明発行件数 802件 (H29.11.24現在)

#### <岐阜県の現状>

- 市町村職員を対象に罹災証明書の発行に必要な具体的な手法を学ぶ研修会を実施した。(H29.7.7開催)(県)
- 被害認定調査票の印刷から罹災証明書の発行機能を備えた被災者支援システムを全市町村で導入済みである。(市町村)

#### 【対策の方向性】

- 被害認定調査を実施できる職員の養成



#### <取組>

- 調査を実施する職員への研修を毎年実施する。

### ③ 災害救助法及び被災者生活再建支援法等による被災者への支援

#### 迅速な法適用による各種支援の早期実施

##### <課題や優良事例>

###### 【福岡県・大分県】

- ◇ 両県において、災害救助法の適用の調整を行い、適用日に差異がないようにした。
- ◇ 被災者生活再建支援法について、被害情報を的確に把握し、迅速な法適用を決定し、円滑に申請ができるよう市町村への説明会を開催した。
  - ・福岡県朝倉市、東峰村 7月11日決定
  - 福岡県全域 7月27日決定
  - ・大分県日田市 7月12日決定

###### 【福岡県】

- ◇ 災害救助法適用時における市町村への委任業務等について、毎年、説明会を開催し、制度の周知を図っている。
- ◇ 被災者に専門的、機動的に取り組む被災者支援チームを庁内に設置し、各種事業者の事業継続支援や行政運営支援を行った。

##### <岐阜県の現状>

- 災害救助法の適用については、緊急対策チームの被災者支援チームが行うこととされており、毎年1回、緊急対策チーム図上訓練を実施し、対応力の強化を図っている。(県)
- 被災者を支援するための窓口として、緊急対策チームの県民相談チームが行うこととされており、毎年1回、緊急対策チーム図上訓練を実施し、被災者支援について各チームとの連携強化を図っている。(県)

**【対策の方向性】**

- 迅速な法適用や円滑な実施



**<取組>**

- ◎ 円滑な実施に向け災害救助法や被災者生活再建支援法等の法制度の説明会を開催する。
- 災害対応力の強化を図るため、様々な災害発生時期を想定した緊急対策チームの図上訓練を実施する。

○大分県日田市の被災者住宅相談窓口



#### ④ 仮設住宅の整備

##### 迅速な仮設住宅の設置による避難者の受入

###### <課題や優良事例>

###### 【福岡県】

- ◇ 7月12日から民間賃貸住宅を借上げて提供する借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）の募集を開始した。
- ◇ 7月19日から着工し、8月17日には、仮設住宅の建設を完了した。（第Ⅰ期）
- ◆ 当初予定した候補地が災害等により使用ができなかった。
- ◆ 被災者への意向調査を行い応急仮設住宅の建設戸数を決定したが、意向調査の遅れなどにより、工事をⅢ期に分けて実施した。
  - ・Ⅰ期 7/19～8/17 朝倉市40戸、東峰村17戸
  - ・Ⅱ期 8/19～9/15 朝倉市30戸、東峰村5戸
  - ・Ⅲ期 9/20～10/18 朝倉市7戸

###### 【大分県】

- ◇ 借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）23戸、応急賃貸住宅23戸、公営住宅26戸提供した。（H29.11.14現在）

###### 【大分県日田市】

- ◇ 市営住宅等の空き部屋を一時的な避難住宅として提供した。
- ◇ 市単独制度により災害救助法の対象とならない半壊、床上浸水の被災者を対象に準みなし仮設住宅の提供を実施した。

###### <岐阜県の現状>

- 災害時に公営住宅の空き住戸を被災者の仮住まいとして提供できる仕組みを整備済み。（県・市町村）
- 災害時に、速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう、県と関係団体との間で応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しており、供給能力の事前把握や連携体制の確認を行っている。（県）
- 災害時に、提供可能な民間賃貸住宅の情報を被災者に迅速に提供できるよう、県と不動産関係3団体との間で「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結している。（H24.8.21締結）（県）

**【対策の方向性】**

- 民間賃貸住宅借上げマニュアルの策定
- 市町村、関係団体との連携強化



**<取組>**

- 民間賃貸住宅を借上型仮設住宅として円滑に供給できるよう、汎用的に活用できる民間賃貸住宅借上げマニュアルを策定する。

